

上野村立上野小学校いじめ防止基本方針

平成 29 年度

上野小学校では、保護者や地域、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組めます。

また、児童がいじめを受けていると思われるときは、早期解決に向けて、適切かつ速やかに対処します。

〔いじめの定義〕

いじめ防止対策推進法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

1 いじめの未然防止に努める

いじめを許さない学校・学級づくり

◇決まりや規律を守る

- ・チャイムと同時に授業が始められるように、授業の準備をする。
- ・当番や係の仕事は、責任をもって行う。
- ・縦割り班活動を通じて、望ましい人間関係づくりをする。
- ・他者を傷つけたり、周りの迷惑になるような言動はとらない学級づくりをする。
- ・家庭と連携、協力して決まりを守る子どもを育てる。

◇学力を保障する

- ・児童全員が「わかる」授業を目指して、授業の工夫、改善をする。
- ・児童の学習状況を見取り、つまずきに応じた支援を行う。
- ・家庭学習の手引きを活用し、家庭学習を充実させる。

◇豊かな心を育む

- ・地域人材や恵まれた自然環境などを活かした体験活動、高齢者との交流活動を行う。
- ・マリーゴールドの栽培、ヤマメの飼育・放流を行い、命の大切さに気づかせる。
- ・「家読の日」の取組を推進し、読書を習慣化させる。

◇自己指導能力を育てる

- ・すべての児童が参加し、活躍できる授業づくりを行い、自己有用感を育てる。
- ・学校行事や集会のあり方を工夫し、児童が主体的に関われるようにする。
- ・お互いのよいところを見つけ合う「絆運動」を行い、自尊感情を高めるとともに共感的人間関係を育む。

☆上野小議会の取組

上野小いじめ防止スローガンを考え、実践、振り返りを行う。

☆小・中・高連携による取組

多野郡内の小学校 2 校、中学校 2 校、高校 1 校の児童会役員、生徒会役員が集まり、ワークショップを通じていじめの未然防止について考える。

2 早期発見、早期解決に努める

早期発見

◇いじめの兆候を見逃さず、情報を共有する

- ・毎月、児童アンケートを実施する。
- ・気になる記述があった場合は、担任が聞き取りを行い、対応が必要な場合は管理職に報告するとともに複数で情報収集などの対応をする。

◇児童の変化に気づく

- ・教師が児童一人一人の様子をよく観察し、表情などのささいな変化に気づくことができる眼をもつ。
- ・毎日、児童全員に声をかける。
- ・保護者との連絡を密にして家庭での様子を聞き、学校での指導に役立てる。
- ・休み時間や縦割り班清掃、パクパクルームでの全校給食の様子を見て、友だちとの関係の変化などを観察する。

早期対応

◇いじめの共有

- ・教師がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに対策委員会に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

◇対応の流れ

- 初期対応
- ・対策委員会(場合によっては生徒指導部会)を組織し、事実の把握と指導方針等を検討、確認する。
 - ・対策委員会の役割分担(情報収集、記録、保護者対応、マスコミ対応等)を明確にする。
 - ・二次的トラブルの防止対策を徹底する。

- ①被害児童からの聞き取り及び心のケア
- ↓
- ②被害児童の意向を生かした正確な実態把握、加害者への聞き取り及び指導
- ↓
- ③被害児童の保護者への説明及び意向の確認
- ↓
- ④被害児童の保護者の意向を生かした加害児童の保護者への説明

3 組織的な対応をする

いじめ対策委員会の設置

構成メンバー：校長、教頭、教務主任、当該学年担任、生徒指導主任、養護教諭
(スクールカウンセラー)
※必要に応じて、PTA役員(保護者代表)、学校評議員(地域住民代表)、関係機関職員等

関係機関との連携

藤岡警察署、高崎児童相談所、西部教育事務所、村教育委員会

日常的体制の整備

- ・児童が相談しやすい環境の整備
- ・スクールカウンセラーの活用

4 重大事態に対処する

[重大事態の定義]

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合(いじめ防止対策推進法第28条)

村教育委員会への報告

- ・重大事態が発生した旨を、村教育委員会に速やかに報告する。

当該事案に対処する組織の設置及び調査

- ・教育委員会と協議し、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・関係諸機関との連携を適切にとりながら、事実関係を明らかにするための調査を実施する。

調査結果の報告

- ・調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 保護者、地域等と連携する

保護者の役割

- ・保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」。
- ・保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努める。
(いじめ防止対策推進法第9条)

地域の役割

- ・子どもが安心して過ごすことができる環境をつくり、地域において大人が子どもを見守る。
- ・地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や村教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行う。

学校・保護者・地域の連携推進

- ・PTAの会議や保護者会、家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行う。
- ・学校だより、学級だより等を通して協力を呼びかけ、保護者との連携を推進する。
- ・日頃から、保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、学校の指導に対する理解・協力を得られるようにする。
- ・青少年育成推進員、民生委員、人権擁護委員等と連携し、いじめ防止対策に努める。
- ・学校評価において、学校におけるいじめ防止等の取組状況を評価項目に位置付ける。

6 いじめの解消

〔重大事態の定義〕

いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合とする。(2つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。)

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が少なくとも3ヶ月止んでいる場合。
- ② 被害者がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められる場合。
(被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等により判断する。)

※「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する。

◇対応図

